

改正

平成21年 7 月 28 日 条例第35号  
平成22年 3 月 29 日 条例第18号  
平成24年 3 月 30 日 条例第32号  
平成24年 8 月 3 日 条例第64号  
平成25年 3 月 30 日 条例第38号  
平成26年 3 月 31 日 条例第28号  
平成26年10月21日 条例第57号  
平成27年 3 月 31 日 条例第22号  
平成30年 3 月 30 日 条例第39号  
平成30年12月28日 条例第68号  
平成31年 3 月 29 日 条例第 5 号  
令和元年12月27日 条例第55号  
令和 2 年 7 月 31 日 条例第42号  
令和 3 年 3 月 31 日 条例第12号  
令和 5 年 3 月 31 日 条例第 2 号

沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例  
(設置)

**第 1 条** 情報通信産業及びこれと関連性が高い産業（以下「情報通信産業等」という。）に属する事業を有機的に連携して行うための施設並びに情報通信産業等に関する研究開発、人材の育成等による新たな事業を開拓するための施設を提供することにより、情報通信産業等を中核とした産業集積の形成及び活性化を促進し、もって県内における情報通信産業等の振興に資するため、沖縄 I T 津(しん)梁(りょう)パーク施設を設置する。

(位置及び施設)

**第 2 条** 沖縄 I T 津(しん)梁(りょう)パーク施設の位置は、うるま市字州崎14番17とする。

2 沖縄 I T 津(しん)梁(りょう)パーク施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 中核機能支援施設
- (2) 企業立地促進センター
- (3) 企業集積施設
- (4) アジア I T 研修センター
- (5) 情報通信機器検証拠点施設
- (6) アジア I T ビジネスセンター

(施設の管理)

**第 3 条** 沖縄 I T 津(しん)梁(りょう)パーク施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

**第 4 条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 沖縄 I T 津(しん)梁(りょう)パーク施設の設置の目的を達成するために知事が必要と認める事業の実施に関する業務
- (2) 第11条の規定による使用の許可に関する業務、第17条の規定による使用の許可の取消し等に関する業務、第20条第 2 項の規定による原状回復命令に関する業務その他の使用の許可に関する業務
- (3) 沖縄 I T 津(しん)梁(りょう)パーク施設の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、沖縄 I T 津(しん)梁(りょう)パーク施設の管理運営に関して、知事が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

**第 5 条** 第 3 条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定等)

**第 6 条** 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に沖縄 I T 津(しん)梁(りょう)パーク施設の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な使用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、沖縄 I T 津(しん)梁(りょう)パーク施設の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。

- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、沖縄 I T 津(しん)梁(りょう)パーク施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。
- 2 知事は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、沖縄 I T 津梁パーク施設及び沖縄情報通信センター指定管理者制度運用委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうとする場合に準用する。
- (沖縄 I T 津梁パーク施設及び沖縄情報通信センター指定管理者制度運用委員会)
- 第7条** この条例及び沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例(平成26年沖縄県条例第56号)(以下「関係条例」という。)の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄 I T 津梁パーク施設及び沖縄情報通信センター指定管理者制度運用委員会(以下「運用委員会」という。)を置く。
- 2 運用委員会は、関係条例に定めるもののほか、関係条例の規定に基づき指定管理者の選定について知事から諮問のあった施設に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う当該施設の管理に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。
- 3 運用委員会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
- (指定管理者の指定等の告示)
- 第8条** 知事は、第6条第1項の規定により、指定管理者を指定したときは、その旨を県公報で告示しなければならない。
- 2 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。
- (休館日等)
- 第9条** 沖縄 I T 津(しん)梁(りょう)パーク施設の休館日は、次の各号に掲げる日とする。
- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (4) 6月23日(沖縄県慰霊の日を定める条例(昭和49年沖縄県条例第42号)第2条に規定する慰霊の日)
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、同項に規定する休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、事業用専用区画、実務研修室及び休憩室(以下「専用区画等」という。次条から第12条までにおいて同じ。)については、第1項に規定する休館日及び前項の規定により休館することとされた日においても使用することができる。
- (使用時間等)
- 第10条** 沖縄 I T 津(しん)梁(りょう)パーク施設を使用できる時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、知事の承認を得て、使用時間を変更することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、専用区画等については、第1項に規定する使用時間及び前項の規定により変更された後の使用時間以外の時間においても使用することができる。
- (使用の許可)
- 第11条** 沖縄 I T 津(しん)梁(りょう)パーク施設の施設(以下「施設」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 指定管理者は、前項の許可の申請が専用区画等の使用に係るものである場合にあっては、規則で定める基準を満たすものでなければ、許可をしてはならない。
- 3 指定管理者は、施設の管理上必要があると認めたときは、第1項の許可をするに当たり、条件を付することができる。
- 4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。
- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。

- (3) 施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認められるとき。  
(専用区画等の使用期間)

**第12条** 専用区画等の使用許可の期間（以下「使用期間」という。）は、1年を超えないものとする。

- 2 前項の使用期間又はこの項の規定により更新された使用期間は、1年を超えない範囲内で更新することができる。

(使用料等)

**第13条** 使用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。

- 2 前項の使用料は、前納とする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、後納とすることができる。

- 3 既に納められた使用料は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

- 4 使用者が施設において使用する電気、ガス、水道、電話等の費用で知事の指定するものは、使用者の負担とする。

- 5 前各項に定めるもののほか、使用料及び費用の負担に関し必要な事項は、規則で定める。

(使用料の減免)

**第14条** 知事は、災害その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(工作物等の設置等)

**第15条** 使用者は、その使用する施設に工作物その他の設備（以下「工作物等」という。）を設置し、又は施設の現状を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

**第16条** 使用者は、施設を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

**第17条** 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項の許可を取り消し、又は施設の使用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 第11条第4項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(放置物件の除去命令)

**第18条** 指定管理者は、沖縄 I T 津(しん)梁(りょう)パーク施設内における放置物件が施設の利用を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、当該放置物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

(立入り等)

**第19条** 指定管理者は、施設の管理上必要があると認めるときは、沖縄 I T 津(しん)梁(りょう)パーク施設の管理業務に従事する者に、第11条第1項の規定により使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入り、質問又は指示をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入り、質問又は指示をする権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(原状回復の義務)

**第20条** 使用者は、施設の使用を終えたとき、又は第11条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに施設に設置した工作物等を撤去し、施設を原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

- 2 指定管理者は、使用者が前項の規定による原状回復の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(損害の賠償等)

**第21条** 使用者は、その使用に際し、施設を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(事業報告書の提出)

**第22条** 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(規則への委任)

**第23条** この条例に定めるもののほか、沖縄 I T 津(しん)梁(りょう)パーク施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
(平成21年5月規則第35号で、同21年6月1日から施行)

## 附 則 (平成21年7月28日条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に、改正前の沖縄 I T 津(しん)梁(りょう)パーク施設の設置及び管理に関する条例の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後の沖縄 I T 津(しん)梁(りょう)パーク施設の設置及び管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)中相当する規定があるものは、改正後の条例の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(準備行為)

- 3 改正後の条例第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第5条から第7条までの規定の例により行うことができる。

## 附 則 (平成22年3月29日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年6月規則第32号で、同22年9月6日から施行)

(準備行為)

- 2 改正後の第2条第2項に規定する企業立地促進センターの指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第5条から第7条までの規定の例により行うことができる。

## 附 則 (平成24年3月30日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表の1の表の改正規定及び第3項の規定は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年5月規則第33号で、同24年6月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から改正後の条例第2条第2項第3号に規定する企業集積施設の指定管理者による管理の開始の日の前日までの間、同号に規定する企業集積施設の管理は、改正後の条例第3条、第4条、第10条、第14条、第16条から第18条まで及び第19条第2項の規定にかかわらず、知事が行うものとする。

(準備行為)

- 3 改正後の条例第2条第2項第3号に規定する企業集積施設の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第5条から第7条までの規定の例により行うことができる。

## 附 則 (平成24年8月3日条例第64号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成25年2月規則第3号で、同25年4月1日から施行)

(準備行為)

- 2 改正後の条例第2条第2項第4号に規定するアジア I T 研修センターの指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第5条から第7条までの規定の例により行うことができる。

## 附 則 (平成25年3月30日条例第38号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表の改正規定(別表の4の表の次に1表を加える部分を除く。)は平成25年4月1日から施行する。

(平成25年8月規則第82号で、同25年9月1日から施行)

(準備行為)

- 2 改正後の第2条第2項第5号に規定する情報通信機器検証拠点施設の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の第5条から第7条までの規定の例により行うことができる。

## 附 則 (平成26年3月31日条例第28号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表の3の表に次のように加える改正規

定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成26年7月規則第43号で、同26年8月1日から施行)

**附 則** (平成26年10月21日条例第57号)

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成27年3月規則第17号で、同27年4月1日から施行)

**附 則** (平成27年3月31日条例第22号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** (平成30年3月30日条例第39号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成30年5月規則第57号で、同30年6月1日から施行)

**附 則** (平成30年12月28日条例第68号)

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成31年2月規則第5号で、同31年3月1日から施行)

**附 則** (平成31年3月29日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に徴収し、又は納めるべき使用料、採取料、占用料、着陸料等及び駐車料について適用し、同日前に徴収し、又は納めるべき使用料、採取料、占用料、着陸料等及び駐車料については、なお従前の例による。

**附 則** (令和元年12月27日条例第55号)

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(令和2年2月規則第2号で、同2年3月11日から施行)

**附 則** (令和2年7月31日条例第42号)

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(令和3年1月規則第1号で、同3年1月29日から施行)

**附 則** (令和3年3月31日条例第12号)

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(令和3年6月規則第60号で、同3年7月1日から施行)

**附 則** (令和5年3月31日条例第2号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

**別表** (第13条関係)

1 中核機能支援施設の施設使用料

| 施設の種別        | 単位           | 金額     |
|--------------|--------------|--------|
| 事業用専用区画      | 1平方メートル1月につき | 1,400円 |
| 会議室          | 1室1時間につき     | 800円   |
| プレゼンテーションルーム | 1室1時間につき     | 1,660円 |

2 企業立地促進センターの施設使用料

| 施設の種別   | 単位           | 金額     |
|---------|--------------|--------|
| 事業用専用区画 | 1平方メートル1月につき | 1,720円 |

3 企業集積施設の施設使用料

| 施設の種別      | 単位           | 金額         |
|------------|--------------|------------|
| 1号棟事業用専用区画 | 1月につき        | 5,360,244円 |
| 2号棟事業用専用区画 | 1月につき        | 6,154,558円 |
| 3号棟事業用専用区画 | 1平方メートル1月につき | 1,886円     |
| 4号棟事業用専用区画 | 1月につき        | 6,098,059円 |
| 5号棟事業用専用区画 | 1月につき        | 6,057,523円 |
| 6号棟事業用専用区画 | 1平方メートル1月につき | 2,151円     |
| 7号棟事業用専用区画 | 1月につき        | 7,736,690円 |

4 アジアIT研修センターの施設使用料

| 施設の種別                    | 単位           | 金額     |
|--------------------------|--------------|--------|
| 一般研修室（備付けの電子計算機等の使用を含む。） | 1室1時間につき     | 3,070円 |
| 一般研修室                    | 1室1時間につき     | 870円   |
| ラウンジ                     | 1室1時間につき     | 950円   |
| 実務研修室                    | 1平方メートル1月につき | 2,500円 |
| 休憩室                      | 1平方メートル1月につき | 1,250円 |

5 情報通信機器検証拠点施設の施設使用料

| 施設の種別 | 単位 | 金額 |
|-------|----|----|
|-------|----|----|

|                         |              |        |
|-------------------------|--------------|--------|
| 事業用専用区画                 | 1平方メートル1月につき | 1,770円 |
| 6 アジア I Tビジネスセンターの施設使用料 |              |        |
| 施設の種別                   | 単位           | 金額     |
| 事業用専用区画                 | 1平方メートル1月につき | 2,240円 |
| 多目的室                    | 1室1時間につき     | 1,060円 |

備考

- 1 使用料が時間を単位として定められている場合において、使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、その使用時間又はその端数時間を1時間として使用料の額を計算する。
- 2 使用料が1月単位で定められている場合において、使用の期間が1月未満であるとき、又は使用の期間に1月未満の端数があるときには、その使用の期間又はその端数の期間については日割計算によるものとする。この場合においては、使用料の月額を30で除して得た額に、その月における使用日数を乗じて計算するものとする。
- 3 使用料が面積を単位として定められている場合において、使用する面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。